

「支払基金業務効率化・高度化計画」（平成29年7月4日 公表）（抄）

（3）コンピュータチェックに適したレセプト様式の見直し等

医療判断の基となる検査等の動画等を含むエビデンスデータ等の添付などが選択的に可能となる柔軟な仕組みを導入する。

期待される効果

- 現状では、診療データをレセプトに添付するケースは、厚生労働省令等により定める場合と、審査支払機関の審査委員会から添付を依頼する場合があるが、いずれもレセプトの件数としては数は多くない。
- レセプトがオンライン送付、診療データは紙送付の場合、以下のような事務負担が保険医療機関等、審査支払機関、保険者等で生じている
 - － レセプトと診療データの手作業による紐付け
 - － 診療データの郵送・管理又は画像取得・管理事務
- 仮に、オンラインで診療データ送受信が可能となる場合は、上記の事務そのものを廃止することが可能となる
- 加えて、検査値等の診療データがレセプトに予め記載される場合には、審査支払機関から医療機関へのレセプト返戻を減らすことができる

論点

- 現状の審査において、検査値や画像データ等の診療データは、どのようなケースにおいて有用か
- 現状の審査において、そのような診療データの送受信の量はどの程度か
- 診療データをオンラインで送受信するためには、医療機関、審査支払機関、保険者のそれぞれでどの程度の追加の費用が生じるか